一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　橘浦川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
高知県幡多郡大月町橘浦
字洞谷
一一六番一及び一一六番二
一一七番一及び一一七番二
一一八番一及び一一八番二
一一九番
字田ノトヲ山
一二一番
四八二番三四及び四八二番三五
四八二番三七から四八二番四九まで
字チソボ
一三一番一から一三一番五まで
一三二番一及び一三二番二
一三三番一及び一三三番二
一三四番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
高知県幡多郡大月町橘浦
字洞谷
一一三番　一号
字田ノトヲ山　四八二番三六　二号及び三号
四八二番五一　四号
四八二番五〇　五号
字山ノ神
一四五番二　六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　小浜川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
高知県須崎市吾井郷
字ヨリカ子　乙五二五番から乙五三一番まで
乙二〇三四番四
乙二〇三五番から乙二〇三七番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
高知県須崎市吾井郷
字ヨリカ子　乙二〇三八番　一号及び二号
乙二〇三二番　三号から七号まで及び十一号
乙五一八番　八号及び九号
乙二〇三三番　十号
乙五二四番イ　十二号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　ユル谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
高知県高岡郡津野町杉ノ川
字ユル谷　甲二三番
甲二四番
甲二六番
甲二八番
甲二九番
甲一〇四五番から甲一〇六六番まで
字下石指
甲六番九
甲一〇四一番から甲一〇四三番まで
字楠ノサコ
甲一〇八三番から甲一〇八九番まで
甲一〇九三番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
高知県高岡郡津野町杉ノ川
字下石指　甲一〇四四番二　一号
甲一〇四四番一　二号
甲一〇四〇番　四号
甲八番六　五号
甲八番一一　六号
字上石指　甲五一番二　三号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　新別下腹川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
高知県吾川郡いの町小川新別
字古土居
一一〇〇番から一一〇二番まで
二五二二番一及び二五二二番二
二五二三番から二五二六番まで
二五二八番一から二五二八番三まで
二五二九番
一〇〇二番から一〇〇四番まで
一〇〇五番一から一〇〇五番三まで
二五〇六番
二五〇七番
二五〇九番一及び二五〇九番二
二五一〇番一から二五一〇番三まで
二五一一番から二五一三番まで
二五一五番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
高知県吾川郡いの町小川新別
字古土居　一〇九〇番二　一号
一〇九〇番三　二号
一〇九六番二　三号及び四号
二五二二番七　五号
二五二二番二　六号
二五一六番一　八号
一〇八二番二　九号及び十号
一〇〇四番　七号
字大屋敷
○国土交通省告示第七百四十三号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
平成二十八年五月十六日
国土交通大臣　石井　啓一
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　下迫谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　昭和四十七年建設省告示第九百二十六号で指定した同号二三に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と標柱二号を結んだ線から標柱三号と標柱四号を結んだ線までの区間の土地の区域
鹿児島県霧島市溝辺町麓
字中丸　一〇一二番三　一号
九八二番一　三号
字論地　九七一番一〇　二号
九五一番三　四号
ロ　昭和五十一年建設省告示第百六十三号で指定した同号十六に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱五号と標柱六号を結んだ線から標柱七号と標柱八号を結んだ線までの区間の土地の区域
字大屋敷
一〇〇二番から一〇〇四番まで
一〇〇五番一から一〇〇五番三まで
二五〇六番
二五〇七番
二五〇九番一及び二五〇九番二
二五一〇番一から二五一〇番三まで
二五一一番から二五一三番まで
二五一五番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
高知県吾川郡いの町小川新別
字古土居　一〇九〇番二　一号
一〇九〇番三　二号
一〇九六番二　三号及び四号
二五二二番七　五号
二五二二番二　六号
二五一六番一　八号
一〇八二番二　九号及び十号
一〇〇四番　七号
字大屋敷
鹿児島県霧島市溝辺町麓
字原村　一二七五番一　五号
一二七三番一　六号
字中丸　九八二番五　七号
字論地　九七一番一〇　八号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　厚瀬川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
平成二十年国土交通省告示第九百九十号で指定した同号九に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を平成二十年国土交通省告示第九百九十号で指定した同号九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋
字芦瀬原　一三三五番一　一号から五号まで
○近畿地方整備局告示第百六号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
平成二十八年五月十六日
近畿地方整備局長　山田　邦博
第1　起業者の名称　福井県
第2　事業の種類　県道芦原丸岡線改築工事（福井県あわら市田中々4字五番縄、6字三番縄及び7字須賀奈五郎、番田8字長泓、51字沖田及び54字白山並びに重義6字一本義地内まで）
第3　起業地
1　収用の部分　福井県あわら市田中々4字五番縄、6字三番縄及び7字須賀奈五郎、東温泉一丁目、番田8字長泓、51字沖田及び54字白山並びに重義6字一本義地内
2　使用の部分　福井県あわら市田中々4字五番縄、6字三番縄及び7字須賀奈五郎、番田8字長泓、51字沖田及び54字白山並びに重義6字一本義地内
第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、福井県あわら市田中々4字五番縄地内から同市花乃杜一丁目地内までの延長2.67kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道芦原丸岡線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。